遠野市監査委員告示第９号
令 和 ３ 年 ８ 月 １ ７ 日

地方自治法第199条第７項の規定に基づき、令和２年度に財政的援助を与えた団体等に対する監査を実施したので、同条第９項及び遠野市監査基準第23条の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員　　佐　藤　サヨ子
遠野市監査委員　　佐々木　資　光

令和３年度財政的援助団体等監査結果報告書（令和２年度財政的援助分）

１　監査の基準

本監査は、遠野市監査基準（令和２年遠野市監査委員告示第３号)に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定による財政的援助団体等監査

３　監査の対象、実施期日、担当課等

令和２年度に財政的援助を行った中から抽出した３団体について、次のとおり実施した。

期　日	団体等の名称	財政的援助の内容（補助金等の名称及び交付額）		市担当課名
６月28日	社会福祉法人睦会	社会福祉法人事業費補助金（地域生活支援拠点施設整備）	33,500,000円	福祉課
	岩手県交通株式会社	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線等代替バス運行費補助金）	50,765,167円	市民協働課
６月30日	大野ゴム工業株式会社	事業所立地奨励金	60,000,000円	商工労働課

４　監査の主な着眼点

(1)　団体が提出した事業に係る計画書等と実績報告書等は符合するか。また、事業が計画書及び補助金、交付金等（以下「補助金」という。）の交付条件に従って実施され、十分な効果が認められるか。

(2)　市担当課における補助金に係る交付決定の事務及び支出事務の執行状況について、適法で内容が明確かつ効果的で公益上の必要性は十分であるか。また、団体への指導監督は適切に行われているか。

５　監査の実施手続、内容等

(1)　令和２年度において市がおおむね1,000万円以上の補助金により財政的援助を行っている団体を抽出し、監査対象とした。

(2)　事前に監査対象項目に係る諸帳簿等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに、疑義その他不明な事項については実地監査の前に市担当課に説明、補足資料の提出等を求めて実施した。

(3)　実地監査として、団体等からの出席者から事前提出書類に基づき事業実施状況等の説明を聴取し、必要に応じて本援助に係る物件の確認を行った。

(4)　法令に違反していないか、規則や要綱等に基づいて処理されているか、補助金の使途は交付の趣旨に合致しているか等について監査した。

６　監査の実施場所

団体等の名称	実施場所
社会福祉法人睦会	障害福祉サービス事業所「はばたき」
岩手県交通株式会社	岩手県交通株式会社　本社
大野ゴム工業株式会社	大野ゴム工業株式会社「ビッグフィールド　ガーディアン」

7　監査の結果

当該補助金に係る事業の公益性や補助事業者の適格性などを監査したところ、必要と認められる事業・団体等に支出がなされていた。また、補助金の交付目的や対象事業の内容等も明確になっており、関係法令等への適合性、算定方法や交付時期の妥当性及び実績報告や完了確認といった事務についても、概ね適正に処理されていた。

なお、事務執行上の軽微な不備等については、口頭指導した。

個別財政的援助団体等の監査結果の内容については、次のとおりである。

(1) 社会福祉法人睦会

補助金等の名称	社会福祉法人事業費補助金（地域生活支援拠点施設整備）
交　付　額	33,500,000円
財政的援助の目的等	障がい者の重度化・高齢化が進行している状況にあって、いずれは訪れるであろう保護者等の「親亡き後」の生活を地域全体で支える共生社会の実現を目指し、その仕組みの中核的役割を果たす「地域生活支援拠点」を整備するため国では、平成29年度策定の障害福祉計画に係る基本指針である第５期障害福祉計画において「地域生活支援拠点を平成32年度までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備する」ことを成果目標に掲げた。これを受けて第５期遠野市障がい福祉計画でも同様の目標を掲げたもの。 社会福祉法人の認可を受けて市内に身体障害者授産施設を開設して以来、一貫して障害福祉サービスの提供を続けてきた本交付団体では、この施策に応じてサービス提供する意欲を持ったところであるが、身体及び知的障害者授産施設を前身とする既存の障害者支援施設では、重度・高齢障がい者のニーズへの対応を整えることが困難な状況であったことから、利用者満足度が高くかつ事業実施の有効性を高めるため、新たな施設整備を行った。その整備に要する経費について、補助金を交付する。
特記事項	〔指摘事項〕 特になし 〔意見・要望〕 本交付団体の努力と熱意の下、第５期障害福祉計画に着目していち早く事業を計画し、かつ、着実に実行された結果、県内初の24時間体制の多機能拠点整備型施設として完成した。 本補助に関しては、当該法人における事業計画段階から市担当課と十分な連携が図られており、その出納も正確かつ適正であると認められた。 重度化・高齢化が進行する障がい者の「親亡き後」を地域で支え、安心した生活を送ることができる共生社会を具現化する施設としての事業展開を大いに期待する。

※ 国における計画の名称　第５期障害福祉計画

※ 市における計画の名称　第５期遠野市障がい福祉計画

(2) 岩手県交通株式会社

補助金等の名称	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線等代替バス運行費補助金）
交　付　額	50,765,167円
財政的援助の目的等	市民生活に必要不可欠な生活交通手段であるバス輸送の確保及び維持のため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者が廃止したバス路線若しくは廃止したバス路線の経路の一部を変更したバス路線又は市長が必要と認めた新たにバスを運行しようとする路線におけるバスの運行において生じた欠損について、当該欠損の10分の10に相当する額を補助金として交付する。
特記事項	〔指摘事項〕 特になし 〔意見・要望〕 バス利用者の減少に比例して、運行に伴う欠損に対する本補助金額は年々増加する傾向にあり、現行の損失補填型補助金助成モデルからは、今後も投入費用に見合う経済性、効率性及び有効性の追求は難しいと思われる。 しかし、バスが輸送の安全性や定時運行で信頼性の高い輸送手段であることの特性は比類のないものであり、今年度から本格始動した市内11カ所の小さな拠点による地域づくり事業、中心市街地活性化策等との有機的連携の中で、医療費抑制・経済活性効果を併せ持つ新補助・助成モデル事業を検討すべきと思われる。 ついては、全国的に過疎化が進行する中で、多くの市町村が「市民生活に必要不可欠な生活交通手段」を確保・創出するため様々な努力・工夫を凝らしていることから、廃止路線等代替バス運行事業及び当該欠損補填の改善に資する事例を調査等されることを望む。

(3) 大野ゴム工業株式会社

補助金等の名称	事業所立地奨励金
交　付　額	60,000,000円
財政的援助の目的等	本市における企業の立地及び育成に必要な奨励措置を講ずることにより、産業の興隆と雇用拡大を図るため、平成19年に市内に工場を設立していた製造業を営む法人が業務拡大のため市内に新たに事業所を設置・増設する経費について、奨励金を交付する。
特記事項	〔指摘事項〕 特になし 〔意見・要望〕 本交付団体がこれまでに市内において事業及び雇用の拡大を図ってきた実績等については、本市が流通拠点地としての機能面からも、人手不足対策面やＢＣＰ（事業継続計画）対策面からも進出企業の要求にしっかり応えられることの具体的評価とも感じられた。 本奨励金の交付は、地域経済に更なる牽引効果をもたらすものと思われ、有効性は十分であると認めた。